

市第 192 号議案

横浜市教育委員会委員の定数に関する条例等の一部改正

横浜市教育委員会委員の定数に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月10日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市教育委員会委員の定数に関する条例等の一部を改正する条例

（横浜市教育委員会委員の定数に関する条例の一部改正）

第 1 条 横浜市教育委員会委員の定数に関する条例（平成12年 2 月横浜市条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市教育委員会組織条例

本則中「の委員の定数は、6 人とする」を「は、教育長及び 5 人の委員をもって組織する」に改める。

（横浜市教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第 2 条 横浜市教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成26年12月横浜市条例第77号）の一部を次のように改正する。

本則に後段として次のように加える。

この場合において、横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第61号）第 2 条第 1 項及び第 2 項、第 3 条第 2 項から第 4 項まで、第 5 条並びに第 6 条中「任命

権者」とあるのは、「教育委員会」とする。

(職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第 3 条 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年 3 月横浜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「に掲げる各号の一」を「のいずれか」に改め、「任命権者」の次に「（教育委員会の教育長にあっては、教育委員会）」を加える。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係規定の整備を図る等のため、横浜市教育委員会委員の定数に関する条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市教育委員会委員の定数に関する条例

（上段 改正案
下段 現 行）

横浜市教育委員会組織条例
横浜市教育委員会委員の定数に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 3 条ただし書の規定に基づき、横浜市教育委員会 は、教育長の委員の定及び 5 人の委員をもって組織する。 数は、6 人とする。

横浜市教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件
に関する条例

（上段 改正案
下段 現 行）

教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件は、他の条例に定めがあるものを除くほか、一般職職員の例による。この場合において、横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和 26 年 12 月横浜市条例第 61 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項、第 3 条第 2 項から第 4 項まで、第 5 条並びに第 6 条中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。

職務に専念する義務の特例に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（職務に専念する義務の免除）

第 2 条 職員は、次のいずれかに掲げる各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者（教育委員会の教育長にあっては、教育委員会）又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

市第 192 号

(第 1 号 から 第 3 号 まで 省略)